

有機農業の現状と認証制度

鹿児島県有機農業協会理事長

岩元 泉

1. はじめに

- 1) 有機農産物・有機食品の広がり
- 2) 諸外国の動向（タイ・中国・韓国）

2. 鹿児島県有機農業協会における有機認証の現状

鹿児島県有機農業協会の有機認証はこれまで 37 回の判定委員会を開催し、212 件の認定を行った。その内訳は生産行程管理者 157 件、製造業者 35 件、小分け業者 20 件で、2 年目の終わりが 188 件だったので今年になってから 24 件増加したことになる。徐々に増加するという緩やかな歩みとなっている。

また、農水省発表の県別有機認証件数一覧（9 月 30 日現在）によると全国では 3,908 件の認定があり、うち製造業者 1,108 件、生産行程管理者 2,098 件、小分け業者 600 件、輸入業者 102 件の認定が行われている。認定農家戸数にして 8,405 戸となっている。鹿児島県は認定件数 226 件で、北海道の 238 件について 2 番目に認定件数が多い。認定農家戸数は 198 戸で、これは岡山(283 戸)、熊本(282 戸)、北海道(269 戸)、新潟(241 戸)について 5 番目の戸数となっている。

3. 有機農産物の格付実績（全国）

平成 14 年度の有機農産物・加工食品の格付実績が発表になった。これによると有機農産物の国内と外国の総格付数量は平成 13 年度の約 18.8 万 t からの格付量と 15.3 万 t へと減少し、有機農産物加工食品の格付実績も減少している。特に外国での格付実績が減少している。国内での格付実績は 3.3 万 t から 4.6 万 t に増えたので、有機農産物の自給率は 17.9%から 28.4%に上がった。外国での格付実績が減った要因については表示の違反などの影響があると見られるが、詳しく分析する必要がある。このような傾向が今後も続くのか注意深く見守る必要がある。

(認定事業者にかかる格付実績・農水省消費・安全局平成15年11月7日発表)

表1 有機農産物(平成14年度格付実績) (トン)

	国内で格付されたもの	外国で格付されたもの	自給率
野菜	27,460	23,994	53.4
果樹	1,939	28,050	6.5
米	12,287	2,031	85.8
麦	559	1,086	34.0
大豆	945	44,874	2.1
緑茶	1,246	1,224	50.5
その他の農産物	2,188	16,331	11.8
計	46,623	117,331	28.44

表2 有機農産物(平成13年度格付実績)

	国内	外国	自給率
計	33,734	154,642	17.9

表3 国内の総生産量と格付数量(平成14年度)

	総生産量(t)	格付数量(国内)(t)	自給率(%)
野菜	17,365,000	27,460	0.16
果樹	3,883,000	1,939	0.05
米	8,889,000	12,287	0.14
麦	1,046,000	559	0.05
大豆	270,000	945	0.35
緑茶	84,200	1,246	1.48
その他の農産物	153,000	2,188	1.43
計	31,690,200	46,623	0.15

表4 有機農産物加工食品(平成14年度格付実績)

	国内	外国	自給率(%)
計	96,234t	39,860t	70.7
	911kl	58kl	94.0

表5 有機農産物加工食品（平成13年度格付実績）

	国内	外国	自給率(%)
計	93,938t	98,342t	48.8

4. 食品の安全性・表示・JAS法をめぐる動向

一連の食品表示違反事件、偽装表示事件をうけて、総務省に食品安全委員会が設置され、それに伴って農水省でも食糧庁を廃止し、消費・安全局を設置した。都道府県ごとにあった食糧事務所は農政事務所に代わり、食品の表示・安全問題を担当する部署ができた。

5. 食品に関する法律と表示に関する法律

厚生労働省	食品衛生法 健康増進法
農林水産省	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）
公正取引委員会	不当景品類及び不当表示防止法
経済産業省	計量法 消費者保護法
地方自治体	消費者保護条例等

1. 食品衛生法

1. 制度の目的

食品衛生法に基づく表示は、「飲食に起因する健康上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、食品の安全性を確保するために重要な役割を果たし、一般消費者の保護に資するもの」である。

2. 義務表示

2.1 表示の対象は、「販売の用に供する食品や添加物、規格基準が定められた器具や容器包装」と定められている。

・マーガリン・酒精飲料・清涼飲料水・食肉製品・魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類・シアン化合物を含有する豆腐・冷凍食品・放射線照射食品・容器包装詰加圧加熱殺菌食品・鶏の卵・容器包装に入れられた食品であって、次に掲げるもの・遺伝子組換え食品・保健機能食品・添加物・乳、乳製品及びこれらを主原料とする食品

2.2 表示すべき事項

・名称

- ・消費期限、品質保持期限
- ・製造所または加工所の所在地及び製造者または加工者の氏名（法人にあっては名称）輸入品にあっては輸入業者の所在地、氏名、名称
- ・添加物を使用している食品にあっては、当該添加物を含む旨
- ・保存方法
- ・アレルギー物質を含む食品については、その旨
- ・遺伝子組換え食品及び遺伝子組換え食品を原材料とする加工食品にあっては、その旨等

2.3 表示方法

容器包装を開かなくても見ることができるように、容器包装の見やすい場所に記載すること

3. 任意表示

任意で表示する事項については、消費者が必要とする情報を適切に提供できる制度としている。

3.1 食品衛生法上は義務づけられていないアレルギー物質の表示（勸奨表示）

3.2 遺伝子組み換え食品の表示における任意の表示項目

分別生産流通が行われた非遺伝子組み換え食品の場合、「非遺伝子組み換え食品」である旨を表示する。

3.3 保健機能食品 - 「特定保健用食品」と「栄養機能食品」

2. J A S 法

1. 制度の目的

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）に基づく品質表示は、食品等の品質に関する適正な表示を行うことによって、一般消費者の適切な商品選択に資することを目的としている。

2. 義務表示

2.1 生鮮食品の表示

- ・名称及び原産地

2.2 加工食品の表示

・加工食品

名称

原材料名

内容量

賞味期限（品質保持期限）

保存方法

製造業者等の氏名または名称及び住所

3. 任意表示

3.1 表示禁止事項

- ・表示事項の内容と矛盾する用語
- ・その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- ・組換え DNA 技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目及びこれを原材料とする加工食品において、遺伝子組換えでないことを示す用語

3.2 特色のある原材料の表示規制 - 重量割合

3.3 「遺伝子組み換えでない」等の表示規制

「遺伝子組み換えでないものを分別」「遺伝子組み換えでない」等の表示を農産物及び農産物加工食品に行うには、非遺伝子組み換え農産物を分別生産流通したものでなければならない。

3.4 「有機栽培」「オーガニック」等の表示を農産物及び農産物加工食品に行うには、JAS 規格の格付を受けたものでなければならない。

3. 景品表示法関係

1. 制度の目的

「不当な表示による顧客の誘因を防止するため、独占禁止法の特例に定めるところにより、公正な競争を確保しつつ、もって一般消費者の利益を保護することを目的」としている。

規制対象は、食品の原産地、品質保持期限などの品質・規格表示にとどまらず、すべての商品・役務に関する表示を対象とするとともに、商品、容器または包装

による表示だけではなく、チラシ、ポスター、包装、インターネットなどによる
広告全般を規制範囲としており、また価格等の取引条件に関する不当表示も規制
の対象としている。

2. 不当な表示の禁止

2.1 品質等についての優良誤認（第1号） - 商品または役務の品質、規格その他
内容についての不当表示

2.2 価格等についての有利誤認（第2号） - 商品または役務の価格その他の取引
条件についての不当表示

2.3 その他公正委員会が指定する表示（第3号） - 商品の原産国に関する不当表
示、おとり広告に関する表示など

3. 公正競争規約

3.1 景品表示法第10条

- ・公正競争規約の設定

事業者または事業者団体が公正取引委員会の認定を受けて景品類または表示に
関する事項について自主的に規約を設定することができる。

- ・公正競争規約の認定を受けるには、以下の4つの要件を満たす必要がある。

不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するために適切なものであるこ
と

一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害する恐れのないもの

不当に差別的でないこと

公正競争規約に参加し、または公正競争規約から脱退することを不当に制限し
ないこと

- ・現在食品一般で32規約、酒類で7規約がある。

6. トレーサビリティシステム

食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生
産者や流通業者は、媒体（バーコード、IDタグ等）に食品情報を集積するな
どし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。これにより、食品
事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期

待される。

牛肉のトレーサビリティー

生鮮野菜の生産履歴

7. 有機農業の推進と有機認証制度の信頼性確保

- 1) 現在有機農業者はJAS法に基づく有機農産物・加工食品の認証を受けているが、登録認定機関を通じて独立行政法人農林水産消費技術センターの監査、県農政事務所による調査など2重3重のチェックを受けている。これに対して、食品安全行政は監視システムの強化だけが突出し、零細業者の体制整備への支援方策が手薄な状況が続いている。食料自給、食品の安全性確保の観点から有機農業推進のための施策が求められている。
- 2) 私たちは有機認証制度を信頼のあるものにして安全・安心な農産物を供給していく役目を持っていると共に、有機農業をさらに普及し、環境の復元と健康の回復をはかり、日本の農業・農村の復権を目指していきたい。そのためには面的な広がりが必要。